給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第８号

福島市宮代字宝田前12番地の87
再生債務者　岩田　昌昭
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年１月４日まで
平成22年12月14日　福島地方裁判所

平成２２年（再ロ）第２９号

仙台市泉区実沢字搦目30番地
再生債務者　早坂　俊彰
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年１月７日まで
平成22年12月14日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第８０号

大阪府東大阪市玉串町東１丁目７番21－312号
再生債務者　髙田　直子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年１月11日まで
平成22年12月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第８２号

大阪府茨木市北春日丘３丁目６番９号
再生債務者　三輪　俊雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年１月11日まで
平成22年12月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第４号

広島県尾道市西藤町3217番地２
再生債務者　杉元由起子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年１月12日まで
平成22年12月15日　広島地方裁判所尾道支部

平成２２年（再ロ）第１号

高知県四万十市具同7510番地146
再生債務者　中野　清吾
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年１月12日まで
平成22年12月15日　高知地方裁判所中村支部

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十二年十二月十三日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年十二月二十四日
茨城県龍ケ崎市三七一〇番地
（甲）財団法人龍ケ崎市開発公社
理事長　中山　一生
茨城県龍ケ崎市馴馬町二六一二番地
（乙）財団法人龍ケ崎市文化振興事業団
理事長　藤後　茂男
茨城県龍ケ崎市板橋町四四〇番地
（丙）財団法人龍ケ崎市農業公社
理事長　中山　一生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年二月一日であります。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年十二月十六日
掲載頁　九十二頁（号外第二六七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年十二月十六日
掲載頁　九十頁（号外第二六七号）
平成二十二年十二月二十四日
東京都千代田区神田須田町一丁目八番四号
陽友ビル
（甲）テンプスタッフ転身サポート株式会社
代表取締役　石井　一成
東京都品川区大崎一丁目一一番一号
（乙）日本ドレーク・ビーム・モリン株式会社
代表取締役　水田　正道

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://capimedi.com
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十二年十二月二十四日
東京都港区虎ノ門一丁目二番三号
（甲）株式会社キャピタルメディカ
代表取締役　古川　淳
東京都港区虎ノ門一丁目二番三号
（乙）有限会社ソリアーノ
取締役　瀬山　剛
東京都港区赤坂四丁目一番一号
（丙）合同会社エスト・スリー
代表社員　株式会社キャピタルメディカ
職務執行者　瀬山　剛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年三月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年十二月十五日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年三月十二日
掲載頁　五十八頁（号外第五十一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年三月十二日
掲載頁　六十一頁（号外第五十一号）
平成二十二年十二月二十四日
東京都港区芝浦三丁目六番一八号
（甲）株式会社西原テクノサービス
代表取締役　中塚　琢磨
東京都港区芝浦三丁目六番一八号
（乙）株式会社西原環境テクノロジー
代表取締役　中塚　琢磨

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙・丙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年十一月三十日
掲載頁　一八〇頁（号外第二五〇号）
平成二十二年十二月二十四日
東京都千代田区岩本町一丁目一〇番三号
（甲）日本エレベーター製造株式会社
代表取締役　千足　邦男
東京都千代田区岩本町一丁目一番五号
（乙）日本エレベーター製造サービス株式会社
代表取締役　千足　邦男
東京都千代田区岩本町一丁目一番五号
（丙）日本エレベーター製造施設株式会社
代表取締役　千足　邦男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することに致しました。
効力発生日は、平成二十三年一月二十五日であり、甲は、会社法第七百九十六条第三項、乙は同第七百十四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加は致しません。
この合併に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次の通りです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十二年十二月二十四日
東京都港区芝公園二丁目四番一号
（甲）昭光通商株式会社
代表取締役　西本　浩
東京都港区芝公園二丁目四番一号
（乙）有限会社ゼット・ティー・エム
取締役　神田　徹郎